

企画競争実施の公示

令和3年5月28日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「＜「縁の道」滞在型観光の推進（2）＞

旅館ホテルと連携した新たな販売ネットワークの構築事業」

(2) 業務内容

別紙「説明書」による

(3) 履行期限

令和4年3月10日（木）

2. 企画競争参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) （一社）山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

（一社）山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL: 0859-21-1502 / FAX: 0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書（A4判15枚程度）に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制

- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況(該当する場合)
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限: 令和3年6月7日(月)17時00分(必着)

場 所: (1)に同じ。

方 法: 郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定(以下「特定」という)するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度: 調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②提案内容の優良性: 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性: 独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性: 実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性: 適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費: 業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門的知識: 業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

・支払条件: 完了検査終了後、適法な請求書を受領して30日以内。

・概算予算額: 1,060万円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。

(6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。

(7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。

(9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

(10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。

(12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰イン

バウンド機構との契約関係を生じるものではない。

(13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。

(14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。

- ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
- ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点

(15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。

(16) 不明な点等の問い合わせ先等

- ・問い合わせ先: 3. (1)に同じ(担当: 安達)
 - ・問い合わせ方法: 電話又は電子メール
 - ・問い合わせ期間: 公示の日から、3. (3)に記載の提出期限まで
- なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説 明 書

1. 業務名

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「＜「縁の道」滞在型観光の推進（2）＞

旅館ホテルと連携した新たな販売ネットワークの構築事業」

2. 実施時期

契約締結の日～令和4年3月10日

3. 業務の目的

当機構のミッションである「山陰の訪日外国人40万人泊」の達成に向け、山陰エリア内の宿泊施設を拠点とし、「新たな旅のスタイル」に対応し、山陰ならではの魅力を活かした「滞在型観光コンテンツ」（※）の拡充および販売支援を行うことで、訪日外国人旅行者の周遊・消費拡大を目指す。

※「滞在型観光コンテンツ」とは、旅館ホテルに滞在し、地域資源を活かした自然・食・文化・アクティビティ等のコンテンツを体験することと定義する。

4. 業務の内容

- (1) 温泉地を中心とする対象エリアを設定し、宿泊施設の滞在型観光コンテンツのポテンシャルについてのヒアリング調査を行い、拠点となる10施設を選定する。
- (2) 当機構が作成した「観光商品開発マニュアル」を活用し、滞在型観光コンテンツの造成・販売およびOTAサイト等への掲載による販売への支援を行い、旅行業者等の招請により検証を実施し改善を図る。
- (3) 本業務のメインターゲットは「欧米豪・東アジア」とし、ターゲット属性は「リピーター、FIT、富裕層、歴史・文化（体験）、アニメに興味を持つ旅行者」とする。
- (4) 上記(1)から(3)の業務を実施するにあたっては、以下の手順を参考とすること。また、目標と成果指標については、下記に記載のとおり。

滞在型コンテンツの造成

①ポテンシャル調査

- ・対象エリアを設定しエリア内の旅館ホテルからインバウンド受入状況、滞在型観光コンテンツの提供状況・販路・造成意向や対応可能言語等をヒアリング

②調査結果に基づき、拠点となる10施設を選定し、滞在型観光コンテンツを造成

- ・「観光商品開発マニュアル」を活用し、山陰ならではの魅力・ストーリーを付加

- ・ 専門家等からのアドバイスによるブラッシュアップ
- ③ 滞在型観光コンテンツのテスト販売及び販売支援
 - ・ OTA サイト等への登録と掲載への支援
 - ・ 当機構が開発した「Discover Another Japan Pass」、「Visit San' in Tourist Pass」との連携の可能性について考慮・検討すること
- ④ 滞在型観光コンテンツの利用者や専門家等の意見・指摘を参考に拡充・改善を図ること

《目標と成果指標》

- ・ 滞在型観光コンテンツの造成件数 10件
- ・ 「令和元年度鳥取県観光入込動態調査結果（県内客、県外客（インバウンド含む）」及び「令和元年度訪日外国人消費額及び周遊動向等実態調査事業」を参照に、滞在コンテンツ相当分5割の単価アップを目指す
- ・ 上乗せ単価額は、在住外国人 5,000 円、インバウンド客 7,000 円とすること。

旅行商品流通環境整備

- ① 当事業で開発した滞在型観光コンテンツのOTA掲載
 - ・ 国外の多くの旅行者に認知されていること及び山陰地域の滞在型観光コンテンツの状況に精通しているOTAに掲載すること
- ② JATA加盟各社、OTA等旅行会社の招請・商談
 - ・ 販売ネットワークを持ち、地域の消費活動を活性化させるための分析等に基づき、確実に旅行商品の販売に結びつけることができる事業者とすること
- ③ 「Discover Another Japan Pass」「Visit San' in Tourist Pass」との連携を図り、滞在型観光コンテンツを掲載するための検証を行うこと
- ④ 事業実施期間終了後においても、機構が当事業で造成したコンテンツの販売件数や販売額を把握できる方法を提案すること

《目標と成果指標》

- ・ 掲載するOTA 2社
- ・ 商談会等へ参加するOTA、旅行社等 9社
- ・ 販売開始時期 令和3年10月以降
- ・ 滞在型観光コンテンツ利用者数 1,500人
- ・ 販売額 55,500千円

※利用者数及び販売額は、新型コロナウイルス感染症による入国制限が解除された場合を想定した指標である。

5. 企画提案、業務の実施、運営について

- (1) 企画提案においては、本事業の趣旨、目的を理解し、成果が最大限期待できる企画を提案すること

- (2) 企画提案においては、ヒアリング項目および手法、施設選定の方法、想定される滞在型観光コンテンツおよびその造成・流通方法手法等を具体的に示すこと。
- (3) 本事業実施にあたっては、当機構と十分協議のうえ行うこと。

6. 成果物の提出等

(1) 成果物

- ・ 事業実施報告書（A4版） 5部（紙媒体）
- ・ 本事業で作成したチラシ等の実物及びその電子データ

(2) 提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

(3) 提出期限

令和4年3月10日

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと

- ① 事前に監督職員の承認を受けること
- ② 事業実施状況等をわかり易く編集すること
- ③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること

7. その他

- (1) 事業の実施にあたっては、当機構と十分協議しながら事業を進めること
- (2) 「Japan. Endless Discovery.」、「縁の道～山陰～」及び「DISCOVER ANOTHER JAPAN」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業であることが分かるよう表示すること